

同援だより

2007年 新春号

<http://www.douen.jp/>



新年のご挨拶

理事長 牧野 洋一



明けましておめでとうございます。
新年を迎え、皆様のご健勝を心よりお慶び申し上げます。

本年も法人・施設の運営にあたり格別のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は、三月に第二回WBC(ワールドベースボールクラシック)の日本の優勝、九月には皇室に親王悠仁様のご誕生と、久し振りの明るいニュースに日本中が沸き返りました。

日本経済は輸出や設備投資が拡大し、民間企業に活況がみられ、戦後最長(昭和四十年~四十五年)のいざなぎ景気を超える様相を呈し、国等の税収も増加が見込まれております。しかしながら、人手不足感、家計所得の伸び悩み、さらには個人消費の動向等まだ景気回復を実感することはできません。

昨年は、介護保険法の改正、障害者自立支援法の制定等施設経営に携わる社会福祉法人にとって厳しい一年でありましたが、役員一丸となって取組んだ結果、適切な収支を確保し、格別な事故もなく新年を迎えられたことはなによりの慶びであります。

一昨年に全面改築した昭島病院は、安定的な経営を維持していますが、今後とも適切な病院経営に努めてまいります。

また、昨年四月に新たに委譲された二都立障害者福祉施設及び二区立保育所について、利用者、保護者の皆様から高い評価をいただいていることは、当法人といたしまして誇りとすることです。

八月に厚労省などが設置した社会福祉法人経営研究会の報告書が発表されました。同報告書は、新しい時代における福祉経営の基本的方向性を示したもので、今後はこれに基づき社会福祉法人改革が進められるものと思われませんが、当法人としても従来から取組んできた法人改革の手綱を緩めることなく、引き続き将来を見据えた法人づくりを推進してまいります。

本年も真に利用者本位の施設運営に努め、利用者の方々の福祉の向上及び地域福祉の増進のために邁進してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

福祉サービズ研究発表会基調講演より

基調講演は淑徳大学総合福祉学部柏女霊峰教授よりご講演いただきました。なお以下の内容は、柏女先生のご講演を研修委員会の文責の下に纏めさせていただいたものです。

「社会、社会福祉の動向と

新たな社会福祉施設、専門職」

淑徳大学総合福祉学部 柏女 霊峰 教授

1 社会における価値観の揺らぎ

社会が大きな変容を遂げてきています。社会福祉の世界でどのような人間社会の価値観の揺らぎが社会福祉に影響しているかと言う事を書き

ますと八つに分けられます。一つは集団から個人へという価値の流れ、こうした価値の流れが具体的な援助そのものに影響していると思います。それから、いわば保護から自立へと言う価値の流れがある。さらにそれは必然的に供給者主体から利用者主体へと言う方向性を導き出していくこととなります。さらに一人ひとりの個を尊重すると言う流れは、集権から分権へと言う動きを加速していくこととなりますし、また公から民へと言う方向も指摘できるかと思

います。さらに、隔離から地域へノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンと言う言葉が近年多用されておりますが正に隔離から地域へと言う方向性があります。

また倫理への問いかけに対しては、まだまだ私達が答を見出せず、その前にたじろいでいることが多いわけですが、いわば倫理への問いかけの問題が有るかと思えます。科学が大きく進展していく中で私たちの前に様々な生命倫理の問題の代表として課題を投げかけておりますがまだまだ明確な答を見出すことが出来ておりません。

そして、こうした社会が生み出した現代日本、勿論プラスの面も多岐にわたりますが、マイナスの面として浮かび上がってきているのが人と人とのつながりの喪失と倫理感の欠如、こ

の二つが、現代日本社会が陥っているもっとも大きな病ではないでしょうか。

こうした価値観の揺らぎ、行ったりきたりするものですが、例えば集団から個人への揺らぎ、これは行過ぎた個人主義からまた集団を大切にしようと言うような揺らぎを伴いながら一定の方向に進んでいっていると言うことがいえるんだらうと思えます。

こうした動向があるわけですが、この動向に対応すべく社会福祉制度改革が行われてきた。あるいは社会福祉制度改革が行われてきた結果、こうした流

れが加速されてきたと言う両面があるかと思えます。社会の動きに対応するために制度改革が行われた。あるいは制度改革が社会の流れを加速していったと言う両面があるかと思

います。

2 社会福祉制度改革の動向と

今後の方向

一つは、社会福祉基礎構造改革がまさに保護から自立へ、あるいは供給者主体から利用者主体へと言う流れ、あるいは公から民へと言う流れを示す改革であろうと思えます。さらに地方分権と規制改革、具体的には税財政に関わる三位一体改革、認定こども園、民営化、PFI、指定管理者制度、イコールフッティング論等がこれにあたるかと思えます。更には、政策を進めていく上で社会からこぼれてしまう人を無くしていこうと言う、言わばセーフティネットの仕組みとしての権利擁護、これは児童、高齢者虐待防止法などの成立に見ることが出来ます。さらに個人情報保護に関する法律、障害者自立支援法さらに制度が充実して来るに伴い制度の狭間の問題に着目が集まってきて



いる。一つがホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、発達障害者支援法等により狭間の問題に対応して行うと言ったことも行われて来ている。こうしたものは二つの全体の流れを作っているわけですが、それを子どもの分野で見た場合にどうなるかと言うのが今日の研究発表会誌の図です。

そこには次世代育成支援 要保護児童福祉の動向としております。子どもの分野は二つの仕組みに分かれて進められています。一つが少子化対策の流れ、これは区市町村を中心に展開されているシステムと言ったことになり、さらには要保護児童福祉、これは都道府県を中心に展開されているシステムと言ったことになり、この二つのシステムが子どもの分野は分断されて進められていると言った点が他の分野と異なった大きな特徴と言ったことになっております。

こうした改革があたらしい社会福祉の創造にどのように関わってくるのかと言ったことを見て行きたいと思っております。

(以下、誌面の制約から全文を掲載することが出来ませんので当日のレジュ

メ該当部分を掲載させていただきます。(す。)

3 あたらしい社会福祉の創造

(1) 社会福祉基礎構造改革に関わって

(ア) 基本的理念

個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の健やかな育成、自立支援をその内容とする(第3条)―パートナーリズムからパートナーシップへ―

① 利用者の意向の尊重(第5条)



② 関係機関との連携による総合的サービス提供(第5条)

③ サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保(第24条)

④ サービス情報の提供と利用の説明(第75条～77条)

⑤ サービスの質の評価と向上(第78条)

⑥ 福祉サービスの利用援助(第80条)

⑦ 利用者からの苦情解決(第82条)

⑧ 障害保健福祉サービス改革

⑨ 地域福祉の推進

(イ) 苦情解決制度をどう考えるか

① 苦情は宝

② 苦情解決とその人の人生…苦情は入場券

③ 苦情解決とソーシャルワーク

(ウ) 第三者評価をどう考えるか

① 有効性と危険性

② 事業者の自己努力を支援する仕組みとして

③ サービスの質の向上策の一つの方法として…客観的把握

④ 個々の施設の個性化の証しとして

⑤ 第三者評価基準のもう一つの意義…福祉実践の理論化への一里塚

(2) 社会福祉の理念に関わって

(ア) 「普遍化」と「専門化」

① 普遍化

② 専門化

(イ) パートナリズムからパートナーシップへ…6つの「P」の相互関係

① パートナリズムに基づくパワーを背景としたプロフェッションナリズム(判定)

から対等関係、専門性の自立、パートナーシップ、プライベートイゼーション、パーティシペーションへ

② サービスの主導権を利用者に委ねることによって、サービスの専門性と価値を顕在化し強化する方向。

(3) 社会福祉施設の経営

運営に関わって

(ア) ミッションへの注目

① サービスに内在する価値の顕在化…宗教、福祉観など

② 施設長の専門性、価値観、経営、ミッション(自己責任社会の補完、エンパワメントへの着目)

③ 社会福祉法人の社会的使命への注目

④ 法令遵守

(4) 経営への注目

① 福祉QC活動、苦情解決

② リスクマネジメント、個人情報保護

③ 福祉経営の確立の必要性(ミクロ、マクロに対して「メゾ」の必要性)

④ 第三者評価と公表

4 新しい社会福祉と社会福祉施設長

(1) 自らの羅針盤の確立

社会の構造改革の只中であつて、時代とともに変えていかねばならない、時代の変化に柔軟に対応しなければならぬこと、時代が変わつても代えてはいけないこと、時代に対して提言すべきことを見極める目をもつこと

(2) 自らの確固とした福祉観の確立：

ミッション

(3) 人との関係を取り結べる成熟した人間性

(4) 経営など戦略的思考のできる人

(5) 人権感覚

5 あたらしい社会福祉と

社会福祉専門職

ー子ども家庭福祉を中心として

(1) 社会の動向や制度改革が専門職に求めるもの

- ① 自らが所属する施設のサービスに関する適切な情報の提供とその質の絶えざる評価とその向上
- ② 利用者の意向を尊重し、その意見・要望に耳を傾げるとともに解決策を講ずること

③ 利用者の権利保障と権利擁護、自立の支援

④ 利用者の家庭環境調整、家族再統合支援

⑤ 地域の子育て家庭、在宅者に対する支援サービスの提供

⑥ 利用者の生活の質の向上

⑦ エンパワメント型の支援

(2) 専門職として何をしなければならぬか(実践的課題)

① ケア技術を学ぶ

・受信型ケア技術、発信型ケア技術

・受信型ケア指導技術、発信型ケア指導技術

② 福祉マインド、倫理を学ぶ

③ ケアワークの計画化、個別化

④ ソーシャルワーク機能の充実(特に、家庭環境調整、関係機関連携)

⑤ 他の専門職との協働(医師、弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカー等)

⑥ 地域の子育て家庭、在宅者支援サービス

⑦ 専門職制度確立のためのソーシャル・アクションと職能団体の設立

⑧ 研究者、行政担当者との協働：実践上の課題の理論化と制度への反映

(3) 福祉マインド、倫理を学ぶ

① 人間としての平等と尊敬を大切に

する、自己実現の権利を尊重するといった専門職としての行動原則

② クライアントの利益の優先、個別性の尊重、受容、秘密保持、機関紹介における利用の同意の取り付け、懲戒権の濫用禁止といった利用者との関係に関する倫理

③ 所属施設における業務の改善努力、施設が倫理を遵守するよう留意するなど所属施設との関係に関する倫理

④ 専門的知識、技術の向上や応用を通じた社会への貢献と提言など、社会との関係に関する倫理

⑤ 専門性の維持向上、職務内容の周知徹底、専門職の擁護、援助技術の改善向上、専門職としての責務の自覚、チームワークの尊重など専門職としての責務に関する事項

(4) 専門職としての「私」の広がり(活動の例)

① 勉強会の開催ないしは参画：異なる専門職による新しい視点と仲間づくり

② リカレント教育(社会人入学等)

③ 異動と新たな経験

④ 実践の取りまとめとスーパービジョン

⑤ 関係機関訪問研修

⑥ ゆとり、息抜き

⑦ 自己理解と自己開示

(5) 社会福祉専門職の7つのH

・Head, Hand, Heart, Health, Honesty, Humor, H

おわりに

文献

1 柏女霊峰「児童福祉の近未来」ミネルヴァ書房 1999

2 柏女霊峰「現代児童福祉論」第8版「誠信書房 2007

3 柏女霊峰「次世代育成支援と保育」全国社会福祉協議会

4 柏女霊峰「こころの道標」ミネルヴァ企画 2005

5 柏女霊峰編「市町村発子ども家庭福祉」ミネルヴァ書房 2005

6 柏女霊峰「子ども家庭福祉・保育のあたらしい世界」生活書院

2006



2006 福祉サービス研究発表会を終えて

研修委員会 委員長

佐々木末廣

1 はじめてのオープンシステム

研究発表会

十二月十八日午前八時四十五分、私たち研修委員会のメンバーは、緊張した面持ちで中野ゼロホール小ホールに集合した。今までにないオープンシステム研究発表会、それは、施設でのサービスが施設から出て、市民との協働の中でこれからの福祉サービスを築いて行くと言う同援職員の熱い思い無しには成立しない研究発表会だからだ。私たちの研究発表を聞いてくれる人は何人いるだろうか、どのような人達が応援してくれるのだろうか。様々な検討をし、各施設長の積極的参加をいたさないながら漸く発表会を迎えた思いが心地よい朝の緊張となっていた。

2 予定を越えた入場者数

十二時三十分開場となり、受付では



次々と「二〇〇六福祉サービス研究発表会誌」福祉新時代のサービス創造へ」が配布されました。高齢者障がい者・保育・児童女性福祉より全十二テーマを盛ったA4版205ページの研究発表会誌には、当日発表された発表者のみならず研究活動に従事された共同研究者も掲載いたしました。このように受付をしていたところ、二百五十部

組んだ資料が足りなくなつて、急遽さらに資料の組み上げを行ったところですが、参加者の内訳には、同援職員は勿論ですが、各大学、専門校の学生、実習生、さらに大学助教授や大学院生、他法人施設長・職員等が参加されました。

全体では約三百名の参加となりました。このように多くの方々が参加されたことは、改めて福祉サービス研究に対する関心の高さを示すものだと考えられます。

3 福祉サービス研究発表会の

意義の浸透

福祉サービス研究発表会、その内容は、これまでの福祉サービス(旧処遇問題)研究会の各年度における受賞施設の成果をキチンとした形で整理するとともに、研究会の趣旨を広く捉え、福祉を志している学生や一般市民の皆様にも同援の福祉研究の成果を広くお伝えして行くことを目的としたものでした。

その意義について、基調講演の中で淑徳大学総合福祉学部柏女霊峰教授は、施設を越えて、社会一般の評価をいただくことにより客観性のある評価を求めていることを指摘されました。それは

研究発表会誌の巻頭言の牧野理事長の言葉にあるように、提供される福祉サービスが、人権尊重の理念のもとに福祉サービスを受ける側の視点から提供される優れたサービスであることを願っているからに他なりません。また研究の成果を公表することにより、福祉に関わるすべての人々との成果の共有が期待されるとともに、発表会のオープンシステム化は、いわば第三者評価であり、厳しい外部評価をいただくことになります。

さらに、この成果から次の時代に向けて福祉サービスに携わる職員がその豊かな感性と理性を縦横に発揮できる場面を創出できることにあります。

4 主催者挨拶、基調講演、

施設からの発表

五十嵐常務理事より福祉サービス研究発表会までの流れと経緯についてお話がありました。福祉サービスを取り巻く今日までの変化、とりわけ一人ひとりの方に焦点を合わせたサービスの構築を目指して、福祉サービス研究会が立ち上げられた経緯について指摘されました。また、今回の発表は平成十五

年からの研究活動が盛られており、これからも福祉サービス研究を大切にしたいと結びました。

つづいて基調講演は淑徳大学総合福祉学部柏女霊峰教授より「社会、社会福祉の動向と新たな社会福祉施設、専門職」と言うテーマでご講演いただき、内容としては、社会福祉全体のことを念頭に置きながら施設や専門職の役割について課題提起がされました。先生からは「今日お話をさせていただく内容を簡単に纏めさせていただきますと、会誌の最初にございます牧野理事長の挨拶に載っておりますけれど、まさにこういう研究発表大会を行うことが求められている、異なる専門職の方々、あるいは異なる職場の方々、異なる領域の方々が出会って一緒に学びあうことの大切さということに尽きるように思います。」とのお言葉をいただいたところです。

施設からの発表では、各発表ともにパワーポイントを使用したものとなりました。つい二年ほど前までは、OHPを利用した白黒の画面の発表がありました。今回の発表では、内容の深化とともに、発表スタイルの進化が特徴となりました。全体がカラーで分りや

すく表現され、しかも画面の大きさは中野ゼロホールの300インチクラスの鮮明な画像でした。会場で参加されているどの場所からも確実に見える発表環境の素晴らしさは、参加者の皆様のみならず発表者からも好評でした。各施設の発表者からは、それぞれの素晴らしい発表が続いたことと、予定を若干オーバーする時間で好評のうちに発表が終了しましたことをご報告いたします。最後まで熱心にお聞きいただいた柏女霊峰教授からは、今後このような研究発表会を継続して行うことの大切さをコメントいただき閉会となりました。



評議員に就任して

評議員 古屋 正義

昨年春、評議員の委嘱をお受けしました古屋でございます。

私は、新宿で民生・児童委員の役を受けまして十五年になります。

少子高齢化・核家族化が一段と加速する中、現在高齢者の孤独死が、非常に問題になっていきます。

都営住宅が次々と高層化して建て替えられていますが、そこに住む一人暮らしの高齢者は人間関係が日常的に希薄になり家に引き籠りがちで、中々人目に触れません。異変を誰にも気づかずに孤独死と云う結果を招きかねません。

そこで民生委員として、高齢者が抱える生活上のさまざまな問題、例えば健康上のこと、生活面でのこと、体のこと、と色々相談に応じ解決の手助けに当たっています。私たち民生委員の心得として誓っている民生委員信条の中に「隣人愛を持って社会福祉の増進

に努めます」という言葉があります。私たちは常に隣人愛を持って高齢者の家庭や、一人暮らしの家庭に友愛訪問を通して色々気遣い、見守りをしています。私たちが常々考えているのは、お隣同士が気を使いながら、声をかけ合って一緒に暮らして行ける環境を作り、朝晩会えば、あいさつを交わし人と人が触れ合うことが出来る、和やかな地域を作ることです。そのために家に引き籠りがちな高齢者が、地域で楽しみを得られるような「ふれあいいきいきサロン」づくり、高齢者の居場所作り等の事業を、新宿社会福祉協議会と共に今展開しています。今後共、伝統ある東京都同胞援護会の評議員として、会がますますの発展のために、微力ながら努力してまいります。よろしく願います。



評議員に就任して

評議員 高橋 恭一

五月三〇日付で評議員の委嘱をいただきました高橋でございます。九月には評議員会に出席し、東京都同胞援護会の広範囲な事業を知り、評議員としての役割に戸惑いを感じております。

私と社会福祉事業とのかかわりは、東京都及び板橋区に勤めていた時、福祉事務所・高齢者・児童福祉分野を担当したことです。

その頃は、「地域で福祉を支える」という考え方が示され本格的な取り組みが始まった時であり、福祉施設・在宅サービスにかかわる多くの方々にご指導をいただきました。

社会福祉事業は、日本経済の順調な発展を背景に保健・医療・住宅等関連分野をも含み守備範囲を拡大し、誰もが利用できる普遍的サービスとして、多様な在宅福祉施策を加え、質・量の

両面にわたり充実を果たしてきました。

その後、バブル経済がはじけ長期にわたる不況期に入り、社会福祉事業も改革・見直しが行われ、経営主体の多様な措置から契約へサービス利用方式の変更等基本的枠組みや事業の効率的運営を目指したサービス内容の変更が進められております。

かつて、社会福祉事業は行政と社会福祉法人等を中心とした限られた事業主体によって運営されてきましたが、最近では、株式会社・NPO法人等新しい民間主体の参加が見られます。

この動きについては、複雑・多様化する福祉ニーズに対応したサービス量が供給可能となること及び事業主体間で競争が行われることにより一層のサービス向上が図られるのではないかと期待されております。

しかしながら、民間企業や団体が参入すれば何でも良くなるとも言えません。営利を目指す民間企業等にあつては、事業運営の効率性が強く求められることは確かでありましょう。

社会福祉事業といえどもその効率的運営が追求されることは当然ですが、あまりに優先されるとそのことが目的となり、事業の本来目的が疎かになるのではないかと不安も感じます。

最近、福祉職員によるサービス利用者に対する差別待遇・暴行、虐待事件等が報道されることがあります。

こうした出来事は、多くの人達の社会福祉事業に対する信頼を失わせ、従事職員のモチベーションにも悪影響を与え、その損失は計り知れなく大きいものとなりましょう。

社会福祉事業の変化が速く、人々の価値観も変わっていく今日、事業を担う人達が、確たる「福祉の心(ミッション)」を修め、各々の持場で実践を重ねていくことが何よりも重要であると思います。職員がこの「ミッション」を修得する環境の整備は十分なものになっているのでしょうか。

最近の国の調査によると、一人暮らしによる家族の小規模化、高齢化が確実に進んでおり、こうした状況にフィットした制度の改正、地域を支える人づくり、まちづくりが各分野の課題となっております。

社会福祉事業の運営にあつても、支援を求めている本人や家族への直接サービスの提供はもとより、地域の「お互いに支え合つて生きる」意識・活動づくりに、関係機関と共に積極的にかかわっていくことが求められるのではないのでしょうか。

福祉事業経営に永い歴史と経験をもつ社会福祉法人には、特に期待されるものが多いと思います。

このたび評議員の委嘱を受けたことを契機に、改めて「社会福祉」に関心を深め、皆様のお役に立てるよう努めます。

よろしくお願いいたします。



市民公開講座

「脳卒中のリハビリテーション」の公開講座を終えて

昭島病院 理学療法士

滝川 孝行

去る十二月二十六日(日)午後二時から四時まで昭島病院リハビリテーションセンターにて、市民公開講座「脳卒中のリハビリテーション」の講演を盛大に開催する事ができました。最初に市民公開講座を行うに至った経緯を説明します。

今回行われた市民公開講座は北多摩西部保健医療圏地域リハビリテーション支援センターに指定されている国立病院機構・村山医療センターの要請で行われる事になりました。地域リ



ハビリテーション支援センターの役割は、医療・福祉・保健の連携を図りながら、地域でのリハビリテーションの質の充実とリハビリテーションの啓蒙を図ることにあります。昭島病院は地域リハビリテーション支援センターの協力病院として活動を共にしていることから、リハビリテーションの啓蒙活動を目的に、今回主に昭島市民を対象に市民公開講座を開催する事になりました。

次に当日行った講演内容についてその要旨を述べたいと思います。最初に当院回復期リハビリテーション病棟医長の河村先生より開会のあいさつをして頂きました。回復期リハビリテーション病棟に入院していたこれまでの患者さんの年齢割合において、七十歳以上の高齢者が六割以上を占め、かつ重篤な障害をもつ中で自宅退院率が六割近くを保っていることをスライドで示され、その後の身体機能を維持するためにも益々リハビリテーションが重要になる事を説明して頂きました。

次に、タイトルが「脳卒中のリハビリテーション」であることから大きく四つの視点に立つて講演が行われました。

最初の講演は「脳卒中の基礎知識とリハビリテーション総論」という内容で、脳卒中の原因や様々な症状について解説し、「一般的なリハビリテーションの進め方について市民にわかりやすく講演してもらいました。二つ目の講演は「脳卒中

中片麻痺の理学療法の実践」と題して、脳卒中により半身に麻痺を持つ方のために、介護者と一緒で自宅で出来る運動療法についてまとめたものです。目的は起居移動動作能力を維持することにあります。既存の解説書は麻痺側の手足の管理に重点をおいて解説がなされています。しかし、今回は臨床に携わる理学療法士の視点から、首・両肩・腰背骨など身体を中心とする部分の運動を引き出しながら全身を管理することに重点を置き、より維持効果が期待できるよう講演を行いました。三

番目の講演は「脳卒中片麻痺に対する作業療法の実践」と題し、家庭で出来る作業療法について講演を行いました。腕や手の麻痺に対する治療や生活動作に関する訓練方法を家庭で出来る自主訓練を通して紹介しました。また、日常生活での介護で最も大変な入浴動作について、様々な福祉用具を使うことで入浴が安全に楽に出来る方法をビデオ説明で行いました。さらに、業者の方に協力してもらい、ビデオで紹介した福祉用具を展示し、購入方法や取り付け工事等の相談窓口の紹

介も行いました。最後の講演は「失語症・嚥下障害に対するリハビリテーションの実践」と題して、脳卒中後に起こす失語症の特徴と失語症者への配慮や家庭での対応についてわかりやすく説明してもらいました。嚥下障害(食べ物や飲み物の飲み込みの障害)についてもその障害のメカニズムと危険性、さらに嚥下障害者への配慮について具体的に説明してもらいました。講演が終わりに聴講して頂いた市民の方々からのアンケートを回収した結果、「非常に実のある内容だった」と記された内容のものが多数寄せられ無事に終了する事が出来ました。当日は小雨が降り大変寒い日ではありましたが、定員六十名のところを七十名以上の市民の方々に集まって頂き関心の高さを改めて知る事が出来ました。

今回の講演を行うにあたり日々の忙しい時間を縫って毎日準備を進めてくれたリハビリテーションスタッフはもちろんですが、多数の病院職員の陰からの支えで無事終了できました。病院の基本理念のひとつには「地域の皆様と一緒に地域医療の推進に努めます」と謳われています。昭島病院職員一人ひとりの協力により、病院の理念に合った使命にも微力ですが貢献できたと思います。これからも地域の皆様により開かれた病院になれるよう職員一同努力してまいります。



障害者自立支援法の

施行をうけて

さやま園

副園長

荒井 隆夫

平成十八年四月から障害者自立支援法がはじまりました。十月一日からは本格施行され、新事業へと移行が始まっています。

障害者自立支援法は、「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指し、五つの目的を持って施行されました。

しかし、この法律は様々な問題点が指摘されています。例えば、障がい者の特性などを考慮した区分判定とはいえず、また、利用料は上限額の設定などあるものの応益負担として原則定率割を徴収するなど様々です。また、法の目的を改めて紹介したいと思います。

【目的】

1 障がい者の福祉サービスを「二元化」
サービス提供主体を市町村に二元化。障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にわけず、障がい者の自立

支援を目的として共通の福祉サービスを提供する。

2 障がい者も「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的に事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう、福祉側から支援する。

3 地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」

区市町村が地域の実情に応じて障がい者福祉に取り組み、障がい者が、身近でサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用を規制を緩和する。

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明、明確化する。

5 増大する福祉サービス等の費用をみんなで負担し支え合う仕組みの強化

(1) 利用したサービスの量等に応じた「公平な負担」

障がい者が福祉サービス（個別給付）や公費負担医療制度を利用した場合に、サービスの量や医療費、所得に応じた公平や負担を求める。この場合、経過措置を設ける。

(2) 国の「財政責任の明確化」

福祉サービス（個別給付）の費用は、国の義務で負担する仕組みに。

目的、ねらいは賛同できるものがありますが、まず、大きな問題点は、上記でも述べたように障がい者の特性などを考慮した区分判定になっていないという事です。

三年後の介護保険との統合を示唆していることから同様なシステムを進めていきたいということはあっても、区分認定のための判定項目については介護認定調査票がベースとなっており、二か六までの六区分で判定されます。

少し詳しい話になりますが、二〇六項目をパソコンに入力し一次判定されます。その結果と特記事項と医師意見書、二〇六項目の調査結果をみて審査会で二次判定されます。

パソコン入力する二〇六項目の中に、調理や買い物といった生活にかかわる七項目があります。その次に、こたわ

りや多動、自ら叩く等の行為など行動障がいの九項目があります。これら合計十六項目は知的障がいの障がい程度区分を判定していく上でも重要な項目です。これらすべてについて、全介助と同等のチェックをしても区分はあまり上がりません。障がいによる行動特性を軽視している設計といわざるを得ません。

また、普通に考えて理解できない部分もあります。例えば「日常の意志決定」という項目があります。この項目は①できる、②特別な場合を除いてできる、③日常的に困難、④できない、の四つからご本人の能力に合ったところを入力します。

知的障がい者の場合、①できる、をチェックされる方は少なくなってしまう。ところが、「できる」にチェックされた方が介護度は高いという結果になる場合があります。特別な場合を除いてできる、あるいは、日常的に困難にチェックする方が、介護度（正確には障がい程度区分基準時間）は必ずではないのですが低く出ます。他にも数カ所できない方にチェックした方が基準時間が短くなる（介護度が低く出る傾向になる）という箇所があるようです。

判定ソフトはこのように設計されています。これが知的障がいの程度区分がパソコン判定では低い結果になる理由です。

これを二次判定で補うわけですが、二次判定は特記事項、医師意見書の書き方で変わりやすい傾向があります。

二次判定を行うメンバーは、障がい保健福祉の学識経験を有する者（医師やケアマネージャー、理学療法士など）で構成されます。判定の方法を研修しますが、審査会によって判断にバラツキが出る可能性は十分考えられます。

判定には、愛の手帳（療育手帳）はリンクしていません。

障がい程度区分判定は、介護給付に必要なもので、できないところをチェックし結果を出す傾向にあり、サービスを受ける側が必要な支援の内容と量を抽出するものではないといえます。あくまで障がいのために必要な介護量の目安という位置づけです。その一方で、区分によって使えるサービスにも制約があります。

私の勤務しているさやま園（知的障がい者入所更生）では、二十数年前より地域移行へ向けた取り組みをしており、毎年十名前後のご利用者が自立し地域での生活を送っています。しかし、その中で感じていることは生活面、対人関係、就労への意欲、職場定着を行ううえで、一人ひとりの課題は異なっており、簡単に身につけられるというものではないということです。

障害者自立支援法は、重度の方は介護が必要だから施設にずっといい、中・軽度の方は障がいが軽いから地域生活を送り、できる限り企業就労をということであり、一般的に考えるところの通りであり、今まで企業就労にチャレンジしてこなかった方についてはチャンスとなったということはあると思います。

しかし、自立訓練は原則二年、地域移行は原則二年と期限を区切られた中で、障がい程度区分によってその人の障がいを表すことができない様々なハードルがあり、一人ひとり違うということなのです。

また、長年施設生活を送られてきているご利用者の中で、生活介護（五十歳以上で三区分以上）に該当されないご利用者は、地域生活に移行するということになります。ご両親は高齢になり、また亡くなられたりしてご兄弟の方が関わりをもってくれている方が多くありますが、様々な事情により皆さんがご家庭に戻れるというところは難しい状況があります。

そこでGH（グループホーム）・CH（ケアホーム）を考えていくということになると思います。しかし、GH・CHの国基準の単価設定は低く、日額制による収入の減により人員配置ができず、運営ができない状況となり止めざるを得ない、また、ご利用者も利

用料の割負担に加え、作業所等での負担もあり、退寮せざるを得ない状況があるとも聞いております。神奈川県はこの状況にいち早く対応し、日額制を止め独自の加算による月額制に戻し安定した生活ができるようにし、今年度は東京都も十月からは月額制に戻し、ご利用者をはじめ関係者はほつと胸をなで下ろしているところにあります。

しかし、二寮四人で世話人が一人で進めてきたGH・CHが、六対一、世話人が十分以内で行ける場所であれば二寮見ることができると、東京都が大都市におけるGH、地域での生活とは何かなどを踏まえ、できる限り少数での生活をと進めてきたこの主旨は覆され、合理的・効率的な面だけを考えた実態にあわなれないものとなってしまったのではないかと疑問が残ります。

さやま園では今までの地域移行、就業実績から多くの養護学校から就労前段階の進路先として、入所される方が多くあります。

その中で、今年度の入所を希望された方で二十未満のため年金による収入もなく、また一般世帯としての実費負担となり、負担額が高額なため、入所をしなかったケースが二件ありました。

また、施設入所者の医療費自己負担を免除する受診券の廃止により三

割の負担がかかるようになりました。日用品等についてもすべて自己負担となりました。

自立支援法施行前、この制度は非常に複雑な仕組みになっており、それを理解しようと努力していると、内容が少しずつ変わっていき、また新たに読み込みをしなければならぬ、またもに予算も立てられない、翻弄される状況がずっと続いていました。三月末になつてようやく報酬単価が示され、あまりの低額に愕然としたわけですが、介護保険と比べても報酬単価が低いこと、特に知的障がい程度区分は実質的に低い傾向があることでの収入減、利用実績の日額制度で二〇〇%の収入は見込めないこと、少ない職員配置基準、補助金等の削減見込などから安定した経営・質の高いサービスを提供できると思えません。

二次的問題として、職員が定着しない、募集しても応募が少ないという問題が生じることは目に見えており、努力、工夫だけで乗り切らなければならず、この面からも業務に携わるものは当然のこと、ご利用者とそのご家族の皆様のご心配も大きい制度となっております。

サービスのご利用者、事業者、支援の実施者も含めてすべてが困っています。三年後の見直しを待たず、早期の改善が望まれます。

私の夢

第八回鯉淵母子福祉基金

「母子福祉作文賞」

入賞作文(高校生部)佳作

サンライズ青山

大石 波穂

入学式から二ヶ月後、やっこのこと
で高校生活に慣れようとしていた頃
でした。高校二年になる姉と聴覚障
がい者の母親と私の三人で緊急入所
という形で母子生活支援施設での新
しい生活が始まりました。

やっぱり最初は戸惑いもあつたし、
集団生活にも青山という土地にも慣
れなくて、人見知りをする性格の私
は、職員の人たちにも心を開けず
にいました。家族内でのケンカも絶え
なかつたし、唯一心を開けていた地元
の友達に会うこともなかなかできず、
ストレスはたまっていくばかりでした。
慣れていたはずの高校生活は、突
然変わってしまった環境の中、通うの

が精一杯：そんな時に、いつも決まっ
て思い出すのが中学生の頃の自分で
した。尊敬する先生がいて、大切な仲
間がいて、そして何よりも私には夢が
あつて、本当にキラキラした三年間を
送ることができました。

中学二年生の時に、図書室で「トッ
トちゃん」とトットちゃんたち」とい
本に出逢いました。ユニセフの親善大
使である黒柳徹子さんが、実際に発
展途上国を訪れた時のことやその
国の過去、現状をしるした内容のも
のです。私はこれを読んだ時涙が止
まりませんでした。何の罪もない子
どもたちが戦争やテロによって死ん
でいった事実、今も残る爪痕、たくさ
んの信じられないような悲劇を知ら
なかつた自分に怒りすら覚えました。
そして強く思ったのです。涙を流して

終わるのではなく、自分自身が現地
で発展途上国の子どもたちの為に力
になりたい、と。

けれど高校生になって、現実的にい
ろんなことを考えるようになり、た
くさんの問題が出てきました。生活
の為に始めたアルバイトと部活で忙
しく、勉強をする余裕がないこと、現
地で働く為に留学を考えていたけれ
ど金銭的に難しいこと：そして私は
施設暮らしで周りの子とは違うんだ
から大きな夢を持つのは間違いな
んじゃないかと考えるようになり、す
っかり夢をかなえる自信を失くしてし
まっていました。

そんなある日、私は夜中に急に高
熱を出してしまいました。その時、施
設の職員の人が朝までずっと看病し
てくれました。本当に助かつたし、す
ごく優しくしてもらつて、私は恵まれ
ているなと思いました。また、職員の
人が他の小さい子やお母さん達に接
しているのを見て、私もこんな風にな
りたいと思いました。そこで、やっぱり
福祉の仕事に就きたいという自分の
思いを再確認することができました。

それ以来、職員の人たちにも心を
開けるようになって、小さい子たちが
本当に楽しそうにしているのを見て、
「自分はみんなと違うから」と言い
訳していた自分が恥ずかしくなりま
した。むしろ今は、この環境でたくさ
んの人に支えられてやっていけるのは
大きな希望だし、お金がないなら奨
学金制度もあるし、まだまだ夢を諦
めるのは早いな、と気付くことができ
ました。

これからもたくさんつまずくとは
思うけれど、夢が叶うその日まで、も
う絶対諦めません。そう思えるよう
になつたのは、母子生活支援施設に
入つて強くなれたおかげだし、ここへ
来て本当に良かったと思います。

一人でも多くの世界中の子どもた
ちが笑えるように、何の罪もない子
どもたちがもう傷つくことのないよ
うに、どうしても力になりたいです。
普通の子と同じように、世界中の子
どもたちが毎日を過ごせるようにな
ること、それを叶えることが、私の願
いであり、大きな夢です。

私の夢

双葉園

R・S(高三生)

私の将来の夢は、小学校の教師になることです。その理由は、これまでの高校生活までの中で出会った様々な学校の先生方の姿が影響しています。本来子どもが好きだった私にとっても、何らかの形で子ども達に携わった仕事に就きたいと考えていたところに、成長や変化の喜びや、共感できる存在が教師の中にあると感じ、この道に進むことを選びました。

しかし、教師になるためには、まだまだいくつもの課題があり、自分に足りない点に対してもっと努力が必要と考えています。その為に私は大学へ進学し、教育に関する基本的な知識は勿論のこと、教育・心理・社会・家族支援等、様々な方面や観点から研究し、また教育実習やボランティア活動等の実践の場を通して、現場で適切に対応できる力を身につけたいと考

えています。その為に大学では、教育を学び、共に同じ夢を抱く友人達との関係を大切にして、勉学のみならず、いろいろな経験を重ね、更なる成長を遂げていく努力をしたいと思っています。

私の目標とする教師は、生徒が気持ちよく通学することのできる学級を作り上げることです。昨今のユース等で起きている悲しい出来事をいかに軽減できるか、教師の姿勢が問われているわけで、一人で取り組むのではなく、同じ仲間と協働して教育としての現場を心地よいものにしていきたいと考えています。加えて「学ぶ意味」や「他人を思いやる気持ち」等、教科書にのっていることだけにとられず、生きていく中で人として必要な術や糧を、子ども達に伝えたいとも考えています。そしてそれらを私が出会った子ども達すべてに対して、確実に心に定着させたいと考えています。

そんな子ども達が、小学校六年間をただ漠然と生活するのではなく、子ども達の将来を見据えて、自分のことのみならず、相手の気持ちをも大切にできるような、物事の分別ができる生徒達を育てていきたいと考え、それらに対して、私は夢と希望をもつて取り組んでいき、その為の努力をしていきます。

利用者の夢

同援さくら保育園(五歳児)

たくさんスケートの練習をして日本の代表になりたい。

(佑太)

サッカー代表になってW杯に出たい。

(悠太)

クッキーを作るのが好きでネコ形のクッキーを作るクッキー屋さんになりたい。

(晴香)

パイロットになって飛行機を操縦したい。

(匡紀)

化学研究者になってみんなが知らないことを調べたい。

(健太)

松坂選手のような野球の選手になりたい。

(溪斗)

サッカー選手になってオリンピックの試合に出て勝ちたい。

(公平)

もつと泳げるようになって水泳教室の先生になりたい。

(真央)

アイスクリームが大好きで、いろいろな

アイスクリームをつくるアイスクリーム屋さんになりたい。

(遥香)

いろいろな新幹線が好きだから新幹線の運転手になりたい。

(輝希)

おいしいカレーが作りたいからカレー屋さんになりたい。

(優太)

ネコやイヌが大好きなのでペットやさんで働きたい。

(菜々香)

泳ぐのも得意になってイルカの飼育係になりたい。

(千鳴)

免許をとってタクシーの運転手になってたくさんの人を乗せたい。

(翼)

大きなピザを焼くピザ屋さんになっておいしいピザを売りたい。

(勇魚)

ロンドンの2階建バスを運転したい。

(匡史)

ボランテニアの声

■初めの二歩

ゆたか苑

東京大学白ばら会合唱団

代表 深野 賢司

『同援だより』をお読みの皆様、初めまして。東京大学白ばら会合唱団と申します。九月十八日にゆたか苑にて開かれた敬老セレモニーにお招きいただいたご縁で、このような文章を寄稿させて頂いておられます。

われわれ白ばら会は、東京大学やお茶の水女子大学などの学生を中心とした混声大学合唱団です。戦後間もない頃に東大のキャンパス内にて少人数で歌を歌っていたところから始まり、今では二〇人以上の団員を誇る大合唱団となっております。

活動の中心はもちろん合唱の練習であり、毎年二五〇〇人近い来場者を迎える十二月のコンサートに向けて、日々歌声と表現に磨きをかけています。

さて、当団の卒業生がゆたか苑に研修で伺った折、ゆたか苑敬老セレモニーへの参加をご提案下さいました。最初はお互いに冗談半分だった様ですが、団



員に話を持ちかけたところ、「たくさんの方に歌声を届けたい」「お年寄りと一緒に歌えたら感動的」など大反響となり、実現に至ることとなりました。秋の歌を中心に日本の名曲を歌おうと、「紅葉」「朧月夜」「里の秋」「花」「赤とんぼ」「ふるさと」の六曲を選び、練習を積みました。これは当団にとって、

様々な曲にふれ音楽的に広がりを持つとても良いきっかけになったと思います。

本番当日は、すぐそばで聞いてくださる皆様の視線に緊張しながらも、白ばら会らしい歌声をお届けできたと思います。歌いながら、目頭を押さえておられる方や一緒に歌を口ずさんで下さる方を見て、今までの活動では味わえなかった感動が胸

に沸き起こりました。さらに、アンコールまでいただき、お年寄りの皆様や御家族の皆様、さらに職員の皆様と一緒に歌った「ふるさと」のメロディーは、今でも頭に流れています。

このような貴重な場を提供してくださったゆたか苑の皆様に、改めて御礼申し上げます。

■センターを花で飾りましょう

さいわい福祉センター

園芸ボランティア花づくりの会

関沢 秀美

園芸ボランティア「花づくりの会」は、平成十一年七月に発足し、まる七年を経過しました。

東久留米市の「生きがい健康の会」主催の「園芸療法入門講座」を受講し、その実習をさせていただいたのが始まりでした。

所長さんの「センターを花でいっぱいになりたい」との言葉に共感し四名で始めた「花づくりの会」も、現在九名の会員がおります。

会のモットーは「活動は無理をせず長く続けること」です。

活動日は、毎週水曜日に決めています。都合がつかない方が集まって活動する、自由参加型です。

一月には、年間を通してセンターを花で飾る計画を作ります。ペランダや玄関前の花壇は、開花期の長い種類等で組み合わせ、花を絶やさないう計画します。

主な作業は、指し芽や株分けで苗作りをおこなっています。種まきをして作った苗はポットに取り、花壇に植えら



れるようになるまで育てていきます。花壇への移植や、プランターの配置などは、できるだけ利用者の方にお願ひし、毎日の水やりも、利用者がしてくれま

す。

利用者の方が、自分たちの育てた花を見て、『この季節にセンターへ行けば、この花が咲いているよ』と自慢できる花づくりをしたいと思います。（園芸療法の成果を期待して）

その成果として、平成十六年「全国花いっぱいコンクール」の審査で、「優秀賞」（地域の部）をいただきました。（平成十五年から十七年の記録は、アルバムにして、センターに保管されています）

これまでの七年間を振り返って特に感ずるところは、毎年利用者の重荷化がすすみ、なかなか一緒に作業ができなくなっていることです。その分、職員の方々に負担がかかっているようで、このまま続けてよいのかと悩む

ことが多くなりました。しかし、利用者が収穫時に示す表情を見ると、頑張ろうと思ひ直しています。

会員は高齢者ですが、地域の様々な分野で活躍されており、花を愛しボランティアに理解のある方々です。体力の続く限り、雑草と戦っていこうと話合っています。

地 域 と 共 に

■ 保育園と地域

つつじが丘保育園

副園長 森 浩美

保育園の役割として、子どもの育ちの支援、子育て支援、就労支援の三本の支援がありますが、時代とともに都市化した社会の中で、保育園は子どもだけではなく、家族や地域を含めた関わり方が求められています。

つつじが丘保育園では、地域支援として、育児相談や保育園の生活の中にお母さんと一緒に過ごす体験保育など、いくつかの事業に取り組んでいます。

その中でも、体験保育・二時保育の需要は高く、毎日のように、電話での問い合わせ、お子さんを連れての来園があります。

「保育園ってどんなところ」「保育園の庭で遊んでみたい」という目的で、園の門をくぐる方も勿論いらっしゃいますが、最近では、子育てに不安を抱えている保護者の方が多いように思います。

お子さんに対して、「なぜ、こんなことが出来ないの」と思い込んでしまった



り「こんな子どもで大丈夫かしら」「どう子どもと接していいのかわからない」という悩みを持つて来園される方が多くなりました。

地域の中の保育園として責任を重く感じる時です。

子育てのあり方は、時代と共に大きく変わり、保育現場では多様化する家族への対応を、日々努力している状況にあります。

今後職員同志で力を合わせ、地域の子育て支援に向けた様々な事業を積極的に展開し、地域に愛される保育園づくりを目指していきたいと思っております。

■ 施設職員の姿勢と地域福祉の推進

フジ・デイサービスセンター

相談員 中村 貴好

事務作業のさなか、パソコン画面を凝視し続け、目がショボショボ…そんな時、♪ここは♪昭島♪、フジホーム♪だああ♪ヨ♪と賑やかな音と共に明るい歌声がダイルームから聴こえてくる。心が和むひと時です。

今日は月曜日、民謡の活動中です。この曲は民謡ボランティアの方々が自ら作詞、作曲をてがけて下さった、とてもありがたい曲【フジホーム節】です。フジ・デイサービスセンターには曜日毎に、地域のボランティアの方々に来て下さり、ご利用者に活気や生きがいを与えてくれます。

介護保険制度導入以降、通所サービスにおける環境も目まぐるしく変化しています。予防重視型システムへの転換、新予防給付制度の導入、介護給付の単価報酬切り下げ、廃止等運営面では厳しい状況にあります。幸いなことに、現時点において、フジ・デイサービスセンターでは最小限の影響に留まっています。理由として、軽度のご利用者が比較的に少なかったことや特定の居宅支援事業所



からの受入れだけでなく、幅広い地域の事業所とのネットワークがあったこと等が挙げられます。しかし、何より大切なことは、利用者本位の気持ち、援助がご利用者の喜びや信頼を生み、ご家族、地域へと根付き、安定した受け入れに繋がっているのだと思います。裏付けとして、ご利用者自身が近所のお友達を紹介して下さったり、評判を聞き付けて、利用者を希望される方が最近多くなっています。フジ・デイサービスセンターは、ご利用者に喜んでいただく為、努力と時間を惜しまずに、何事にも取り組んでいます。行事や活動準備、季節毎の飾り付け、アイデアが広がっています。このような気持ち、姿勢が地域福祉の推進にも大切なのではないかと思っております。

し
せ
つ
通
信

◆ライトホーム◆

ライトホームでは事業計画を作成する際に、利用者の皆様にアンケート調査を実施しています。今年度は「自己負担するからバス旅行に行つてみたい」という意見が数件寄せられました。少数意見かもしれないが何とか実現できないものかと検討した結果、希望者が二十名近くあつたらバスを借り上げてどう狩りに行くことを、事業計画に盛り込みました。計画の内容は、「実施日が十月五日、行き先は勝沼方面、目的はぶどう狩りを楽しむ」というものでした。



まず六月の利用者連絡会で一回目の案内をし、「参加希望調査をします」と、ご協力をお願いしました。また「参加希望が少な

参加希望者が七名あつたことを報告し、この人数で実施可能かどうか検討しました。

八月の利用者連絡会ではバスの借り上げは無理なので旅行会社が主催する「日帰りバスツアー」に申し込みたいと理解を求め、希望にそつたツアーを探してみました。

それからはインターネットで、比較的高い出発時間で、行程に無理のない高齢者も安心して参加できるツアー検索の日々となりました。実施日が特定されているのと各旅行会社のツアー計画が九月区切りのものがほとんどで、なかなか十月の計画が出てこないという条件下で苦闘の日々が続きました。そんな中、数ある旅行会社の企画の中から、立川の出発時刻が八時台、行き先が勝沼方面でメインがぶどう狩り、帰りの時間が十九時台のものを必死で検索しやつと西武バス主催の「フランスの甘い香りラ・フランス狩り甲斐路ぶどう狩り」という私たちの条件にピッタリのツアーを発見しました。料金も一人六千八百円とお手ごろです。早速、参加希望者に最終確認をし申し込むことになり、予定通りバスツアーに参加できました。

当日はあいにくの雨で、集合場所へはタクシーに分乗して行くことになりました。二十名程度のツアー規模で、こじ

んまりとした家族的な感じで小回りも利き、全行程無理なく楽しむことができました。幸いにもラ・フランス狩りと昼食処でのぶどう狩りの際は雨が上がり充分その目的を達成でき、利用者の皆様にも満足していただけた旅になりました。(長者記)

◆大山保育園◆



大山保育園が取り組んでいる地域育児支援の中に、「出前保育」があります。紙芝居や大きな絵本、ペープサート、シャボン玉ショー、リズム遊びやボール遊びなど、普段、子ども達としていることを、公園へ行つて、地域のお子さんに声をかけ、一緒に楽しむのです。やり始めた頃は地域のお子さんが公園に遊びに来る時間が遅く中々集まりませんでしたが、乳児クラスを中心に企画しています。その為、時間が合わないのです。(保育園は十二時頃に帰園します。)皆でどうしたものかと話し合い、インターネットや当園で出している地域情報誌「ぼかぼか」で、年度の初めに、一

年

同 援 俳 壇

サンホーム

くつきりと
寒紅ひける友の顔
おだやかに
元旦迎え幸思ふ
知 枝

戸を緑れば
終の住ひに秋の富士
霜柱
踏む感触のなつかしく
雪 子

わた帽子
のせてはゆれおり寒椿
息白く
走る背にさす朝日かな
正 子

昭島荘
コレビニの
新米むすび食べべにけり
博 吉

園児の声
風にながれて天高し
美知子

車椅子
見上げてみれば天高し
きぬゑ

間の予定を出すことにしました。『ぼかぼか』は区内の児童館四ヶ所、園医の待ち合い室、区役所等に置かせて頂いています。児童館からも、通信を頂き乳児公開の日に重ならないよう、日程を決めました。

ある日、公園に行くと、二組の親子が「インターネットで見ました。」と、わざわざ待つてくれたのです。他にも遊びに来ているお子さんを誘い、シャボン玉シヨ一の始まりです。家庭で小さなシャボン玉しか経験のないお子さんは大喜び。『ぼかぼか』を手渡し、次回もお誘いしました。こうして、少しずつですが大山保育園の出前保育を楽しみにしてくれる親子が増えてきています。天候にも左右され、計画した日にできないと、次は誰も来なかつたりと、肩を落とすこともありました。その度に職員全員で話し合い、宣伝した日以外もやろうということになりました。散歩に行く時には紙芝居等、リュックやポケットに入れ、公園に来ている地域のお子さんを誘うのです。思わぬ誘いに、お母さん達も「保育園ってこういうことしているんですね」「普段、お友達と遊ぶことがないので良い経験になりました。」と喜んでくれました。「次につなげよう」がいつの間にか職員の合言葉のようになり、園での催しや、体験保育にお誘いし「また遊ぼうね」と別れます。

まだまだ見直しや課題はありますが「子どもの豊かな育ち」を願う私たちは、これからも話し合いを重ね、地域の育児支援活動に、取り組んでいきたいと思えます。
(野島記)

◆ さくらんぼ ◆

さくらんぼの年間行事の一つとして、施設開放というのがあります。

地域の方々や、さくらんぼを利用しての方やそのご家族、そしてまだ利用していない方々を招待して、音楽や発表を通して交流を深めようというのが目的です。

今年度はさくらんぼが出来て十五周年という、いわば節目の年を迎えました。そこで、原点に戻るといふ意味も込めまして、「さくらんぼってどんなところ？」をメインにすすめていきました。

舞台では、司会兼発表を行う利用者さんが、近隣マップをもとに、さくらんぼの説明をしてくれました。自分はこのでどんな生活をしているのか、どこに働いているのかなどを簡潔に話してくれました。

次に音大生によるクラリネットの演奏へと続きます。童謡のメドレーがはじまると、誰からともなく歌いだし、まさに会場が二つになりました。

そして、毎年恒例となっていますレゾ



オンス巢鴨の皆さんや、一緒に練習をしている利用者さんたちによるダンスが披露されました。年々上手になっていく姿や、素敵な衣装には目を見張るものがあります。

コンサートの間には、ボランティアの方が中心になって、バルーンスライムの体験コーナーが大盛り上がりでした。

模擬店はたくさんの方たちが来て下さったおかげで、行列ができ、早々に在庫が終わってしまうという、アクシデントが起きました。予想外にたくさん来園して下さったという意味では、嬉しいことなのかもしれません。

施設開放という行事を行う事で満足するのではなく、いつでも開かれた施設を目指していかなければならないものなのだと思います。日々の仕事のなかで、そんな基本的なことを忘れがちですが、いつも念頭においていきたいと感じました。

さくらんぼが、地域交流の場の一つになれるようにこれからも努力していきたいと思えます。
(若林 記)

コスモスが
地平線まで咲き乱る
通子

入院の
生活に慣れ秋の雲
香雄

風にゆれ
庭陰に咲くあきざくら
フキ子

ゆたか苑
菌の市
らんまにひとつ大熊手
フジ

今時は
正月準備嫁まかせ
ヒサ

餅ついて
まずは仏壇神棚に
モト

食堂で
お餅食べつつ富士を見る
カノ子

五右衛門の
風呂に入りし冬の夕
希子

堰コタツ
気持ち良くなりうたた寝す
タキ

■ 厚生労働大臣表彰を
受章して

原町ホーム

管理栄養士 烏山 文子

平成十八年十一月十日、私のような者がこのような立派な賞をいただいているのかしら...と思ひ、また申し訳ない気持ちで日比谷公会堂へ行ってまいりました。

私の栄養士としての仕事のルーツは、学校を出て万世敬老園に勤務することから始まりました。当時は、木を切り、薪を乾燥させ、火をつけ、煙で泣き、顔が黒くなる中での四年間の調理場でした。

その後十年間は家庭に入り、再び就職した時は、近代的な設備の八施設合同の総合調理場になっていました。

その頃は、施設は生活の場として、食事においては「与える食事から選べる食事」にする方法を職員全員で取り組み、昭和五十二年より、「食は命なり」と言う思いで、バイキング給食を始めました。

さらに原町ホームでは、平成十二年度に介護保険制度により施設における栄養士の役割の重要度を感じ、そして昨年十月には介護保険法改正があり、入所者の栄養状態を適切にアクセス

メントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントを行うこととなりました。栄養ケア計画に従い、利用者一人ひとりの栄養状態を調べ、少しでもお元気で天寿をまっとう出来るように栄養改善に努めております。

この間、療養食加算の貧血の方が貧血食を召し上がることにより、一ヶ月で回復されたり、糖尿食の方の血糖値が下がり普通食になろうとしております。全職員で取組むことにより利用者がお元気で寿命を延ばしていただければと思ひ、これからも「食は命なり」と頑張りたいと思ひます。

最後になりますが、いつも助けてくださった仲間感謝すると共に、すばらしい働く場を与えてくださった同僚援助会に感謝の気持ちでいっぱいです。無限の食のあり方に取り組み、皆様の健康づくりにつながるよう更に努力してまいりたいと思ひます。ありがとうございました。



ご支援ありがとうございました
(敬称略順不同)

平成十八年十月二十七日

平成十八年十一月二十八日

- ◇サンホーム協力募金箱◇豊野秀一◇烏山文子◇田口道子◇森藤園 森田常彦◇Panic◇森田利行◇株三ツ矢◇昭島サンセルフ 高野實(他一件)◇河藤愛扇◇愛扇会◇大櫛直行◇水口喜久枝◇戸塚洋子(他二件)◇浅川文雄◇小嶋五郎◇村田次男◇高橋澄子◇株茅ヶ岳観光バス◇原島厚雄◇早川宗延◇川井力◇フローラルアーティスト花職人◇槇島房子◇阿部幸一◇パリー美容室 勝本京子◇夢美容室◇北原青果◇株エステイ◇(有)フラン洋菓子店 池田幸広◇品川卓正◇磯野輝夫◇山田澄江◇舟木陽子◇高橋玲子◇デュプロシステム(株)◇扶桑建設グループ 代表取締役 星野宗保(他二件)◇エコア(株) 代表取締役 宮崎公廣◇むさしのもくせい协会会长 南雲栄一◇昭島市赤十字奉仕団 和田とく子◇山内悦◇ネオハルト(株)代表取締役 南浩◇内田祥二◇都営中神アパート自治会 会長 中田谷義一◇川鍋実◇永満玲子◇吉村愛子◇大堀宏◇藤巻基三◇越智安之輔◇野島コーポレーション(株)◇サン商会◇ライトホーム利用者

後 援 会

平成十八年九月一日

平成十八年十一月二十四日

- ◇森岡正代◇深井葉子◇河原留美◇横田屋米店 横山耕平◇南雲栄一◇福家謙方◇永満玲子◇鈴木良子◇加藤奈美◇佐々木みつる◇(有)梨本印刷◇越智安之輔◇(有)メグミルク工場 下坪唱三◇栄楽堂 中村茂◇志村伴重◇吉村愛子◇(有)メグミ生花店◇田中青果店 田中潔◇香山征士◇ヘアパルおかもと◇洋品店ウエノヤ◇中村屋魚店 中村浩一◇(有)アタック◇山田宗清◇(株)篠原製作所 篠原廣至◇(有)浜長水産◇長崎三丁目町会◇東京冷機工業(株)多摩営業所◇(株)葉袋造園◇三葉電興(株)◇ひかりのくに(株)東京営業所◇エースシー(株)◇加寿谷不動産(株)◇谷敏夫◇きのした文具店◇都観光旅行社◇(有)原島組◇(株)タス◇(株)金文堂洋紙店◇カメダ医療精器(株)◇(株)クリンリース◇昭島ガス(株)◇風間造園(株)◇東京厚生信用組合 青梅支店◇(株)安江設計研究所◇寝具 杉田屋◇(株)オービーエス◇福蔵寺◇富士産業(株)首都圏事業部◇(株)アビック◇クリエーティブカミヤ(株)◇(株)昭和造園◇(株)ミナカミ◇(株)西野医科器械◇野島コーポレーション(株)◇(株)メディック・ジャパン◇(株)石塚家具店◇(株)スズケン福生支店◇桶川工業(株)◇(株)内田洋行◇昭和の森ライフサービス(株)◇スマイルケア昭和の森◇測上良子

祝表彰・感謝状受賞者

多年の功績とご協力に対し、次の方々が受賞・授与されました。おめでとつございます。

◎厚生労働大臣表彰

原町ホーム

管理栄養士 烏山 文子

◎厚生労働大臣感謝状

いこいの家

指導員 大倉 貴子

◎全国社会福祉協議会会長表彰

さいわい福祉センター

所 長 水谷 貞子

◎全国母子生活支援施設協議会

永年勤続表彰

サンライズ山中

母子指導員 伊藤 知子

◎全国老人福祉施設協議会感謝状

ゆたか苑

介護員 川田壽美代

◎全国老人福祉施設協議会表彰

ゆたか苑

介護員 柴崎美代子

◎東京都私立保育園連盟表彰

同援みどり保育園

調理員 山田 聖子

◎東京都社会福祉協議会表彰

サンライズ山中

母子指導員 伊藤 知子

資格取得の紹介

左記の方が資格取得しました。日頃の業務に生かして活躍を期待します。

【介護支援専門員】

ゆたか苑

臨時職員介護員 朝山まゆみ



盛夏号でお知らせしました通り、今年も同援各施設では、それぞれ趣向を凝らし盛況にバザーを開催することができました。

皆様方のご協力、ご寄付により法人全体で約六〇三万円の収益を上げることができました。この収益金は法人各施設の設備、改修等に活用させてい

ただく予定です。

寄せられました皆様方のご厚情に對しまして深く感謝申し上げます。今後共、地域の皆様方にご支援いただけるように努めてまいります。ありがとうございます。



雑感

日頃利用している都営地下鉄のホームに、少しレトロな感じのする絵と説明で「江戸しぐさ」についてのポスターがある。傘かしげ、腰うかせと描かれてあり、雨の日にすれ違う人と傘を傾け通りやすくしたり、こぶし分、腰をうかせて詰め、立っている人が座れる様にするなど現在でも見かけるしぐさのことだ。難しいことではなく日常のさりげないしぐさ、動作によりそこから生まれくる思いやり、やさしさ、生活の知恵のひとつではないかと思う。江戸から平成

お詫び

へと時代は移り、何か大切なものを、忘れてきてしまったのか、毎日の様にくり返される同じ様な暗い事件ニュース。いつの事件？ ニュース？ と思う自分自身に驚いてしまう。
「怒一老、笑一少」という中国の言葉がある。怒ると二つ年をとり、笑って過ぐすと二つ若返るといふ意味だそう。これも、心のもちよう気のもちようという生活の知恵のひとつと思う。そういう心の持ち方をして、新しい年をすごしたいものだ。
(原田 記)

秋号で掲載致しました訃報記事のお名前に誤りがありました。ここに訂正してお詫びいたします。

- 【正】 荻原 行雄
- 【誤】 萩原 行雄

―表紙の写真―

「青森県蕪島付近」
(荒木忠吉 氏)

平成十九年一月一日 発行
東京都新宿区原町三の八
電話 〇三(三三四一)七六一
社会福祉法人 東京都同胞援護会
発行者 牧野 洋一
印刷所 東京都同胞援護会事務局
東京都千代田区外神田一―一五